

生産性向上推進制度に関する特約条項

甲及び乙は、生産性向上推進制度に関し、次の特約条項を定める。

（生産性向上推進制度の目的）

第1条 生産性向上推進制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が、契約の相手方又は競争参加を予定する相手方（以下「契約の相手方等」という。）からの原価改善申請（原価改善取組によるコスト削減を原因としてこの制度の適用を申請することをいう。以下同じ。）に基づきその適用を決定した場合に、じ後の契約について、コスト削減額を考慮した価格にコスト削減額の一部（インセンティブ）を加算して計算価格を計算することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方等の意欲の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量並びに生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。
- (3) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (4) 原価改善取組 計算価格の計算時に提出された見積資料に反映されていなかった技術、アイデア若しくは製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は習熟度、歩留率その他の生産効率の向上により、製品又は部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙（乙の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。
- (5) コスト削減 原価改善取組により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (6) コスト削減額 原価改善取組により削減される製造原価の削減額（初度費その他国又は地方公共団体の予算に基づく補助金、助成金等の支弁を受けた治工具、機械、設備等（消耗品を含む。）又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第7条の規定による財政上の措置を受けた設備（同法第4条第1項に規定する特定取組の実施が完了したものを除く。）を導入して起因して効率化された部分を除く。）をいう。

- (7) 仕様書等 仕様書、仕様書を補足する細部資料をいう。調達要求書補足資料及び承認図をいう。
- (8) 申請契約 乙が、この特約条項に基づき原価改善申請を行い、原価改善取組によるコスト削減額を確定する契約をいう。生産性向上推進制度の適用を申請した契約をいう。
- (9) 対象契約 申請契約において算定されたコスト削減額に基づくインセンティブ料が適用される契約をいう。
- (10) 基準契約 申請契約又は対象契約における前例となる同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約（契約の履行条件が異なり、比較の基準とすることが不適当であるものを除く。）をいう。
- (11) 対象工程等原価 製造原価のうち、原価改善取組の対象としてコスト削減が行われた工程等に係る部分のコスト削減後の原価をいう。
- (12) 原価監査付契約 甲が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。
- (13) 一般確定契約 原価監査付契約を除く、契約金額（契約金額が変更された場合には、当該変更金額をいう。）をもって契約相手方に支払われる代金の金額を確定することとしている契約をいう。
- (14) 補填インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い減少する利益を補填するために付与されるインセンティブ料をいう。
- (15) 報奨インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い報奨として付与されるインセンティブ料をいう。

（制度適用の申請）

第3条 乙は、次の各号に掲げる契約について、甲に生産性向上推進制度の適用申請を行うときは、入札及び契約心得（第3補給処公示第99号。平成20年3月24日）において定める手続きに従い、付紙様式第1の原価改善申請書（以下「申請書」という。）を甲に提出するものとする。

- (1) 現にこの特約条項が付されている契約（納期（納期が猶予された場合は猶予後の納期をいう。）到来の30日前以前であるものに限る。）
 - (2) この特約条項を付す条件で現に公募又は公示中である契約
 - (3) 過去にこの特約条項が付された契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約その他のこの特約条項を付すことが想定される契約
- 2 原価改善申請に係る原価改善取組は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあつては、契約履行方法に変更があることが明白であること。
 - イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあつては、原始伝票、原価元帳等の帳票

類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

- (2) 原価改善取組に起因して納期に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する納期が、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 前号のほか、原価改善取組に起因して仕様に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であって、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものでないものとして、調達要求元がこれを認めた場合は、この限りでない。
- 3 乙は、第1項第1号の期間を除く任意のときに、原価改善申請に合わせて、又はこれとは別個に、甲に対し、乙の原価改善取組における工程改善等について、甲が調達する部外力による助言を要望することができる。

(制度適用の決定)

- 第4条 甲は、乙から申請書が提出された場合は、当該申請書の内容を審査し、当該申請書に係る原価改善取組について生産性向上推進制度を適用するか否かを決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、生産性向上推進制度を適用しないとき、又は生産性向上推進制度の適用に条件を付すときは、その理由を示した上で乙に通知するものとする。
- 2 甲は、原価改善申請に係る装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務を行った後に、当該装備品等の機能又は性能が低下していないことを確認する試験（以下「確認試験」という。）を行う必要があると判断した場合には、前項の条件として、乙に対し、確認試験の実施を求めることができる。
 - 3 甲は、原価改善申請に係る原価改善取組が第3条第2項第3号ただし書きに該当する場合には、申請契約に係る仕様書等の変更が正式に合意されることを第1項の条件とするものとする。
 - 4 甲は、第1項の通知を、原則として、申請書の提出日から20日以内に行うものとする。ただし、甲が、原価改善申請について調達要求元に照会する場合にあっては、30日以内に行うものとする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、契約担当官等は、原価改善申請が第3条第1項第2号又は第3号に掲げる契約について行われた場合であって、前項の期限が当該契約の締結の日から7営業日を経過する前に到来するときは、第1項の通知を契約締結の日から7営業日以内に行うことができる。
 - 6 前2項の日数には、甲が乙に対し、申請書について、補正若しくは差替え又は不足する資料若しくは情報の提出若しくは提供を求めた日から、当該補正若しくは差替え又は追加の提出若しくは提供があった日までの日数を含まない。

- 7 前各項の規定にかかわらず、甲は、当該規定による期限までに第1項の通知を行うことが相当困難である正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によって乙に通知することによって、当該期限を延長することができる。

(確認書の交換)

第5条 甲及び乙は、甲が前条第1項の通知を行った場合には、遅滞なく、付記様式第2により、契約の相手方等との間で、当該原価改善申請に基づき生産性向上推進制度を適用する条件を確認する書面（以下「確認書」という。）を相互に取り交わし、次の各号の事項を確認するものとする。

- (1) 対象契約の範囲
 - (2) 生産性向上推進制度の適用期間（確認書の交換日をもって始期とする。）
 - (3) 原価改善の方法
 - (4) 原価改善取組に係る調達数量
 - (5) 原価改善取組によるコスト削減額
 - (6) コスト削減後の対象工程等原価
 - (7) 前号のうち直接材料費及び直接経費の額
 - (8) 第6号のうち加工費の額及び該当工数
 - (9) 適用期間中の各年度におけるインセンティブ料（インセンティブ料の算出の方法は、第7条の規定による。）
 - (10) 対象契約の取扱いに関する事項（第10条第2項又は第3項に関する事項を明らかにする。）
 - (11) その他の必要な事項
- 2 甲及び乙は、確認書を取り交わした場合には、付紙様式第3を基準として、申請契約に、当該契約における生産性向上推進制度の実施について約定する特約条項（以下「実施特約」という。）を付すものとする。
- 3 確認書を取り交わし、又は実施特約を付す時点において第1項第4号から第8号までの数値の確認又は算定を終わっていない場合には、確認書又は実施特約における当該数値及び第1項第9号のインセンティブ料は、当該確認又は算定の後に定めるものとする。
- 4 乙は、第4条第1項の通知を受領した場合であっても、第1項各号に掲げる確認事項に合意できないときは、書面により、確認書の交換を拒否することができる。
- 5 甲及び乙は、第4条第3項の場合において、確認書を取り交わしたときは、申請契約その他現に履行中の対象契約に係る仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定め、所要の契約変更の措置を執るものとする。
- 6 乙は、申請契約以降の他の契約において申請契約と同一の原価改善取組を深掘りすること等により、前各項の規定により確認し、合意していたコスト削減額を増加させた場合には、甲に対し、コスト削減額の増額変更を申し込むことができる。この場合において、甲は、当該追加的なコスト削減の状況を改めて調査し、その事実を確認したときは、第3項に規定する各数値を再算定し、確認書及び実施特約を変更するものとする。

(確認書の取消し)

- 第6条 甲は、確認書において確認した原価改善取組の実施によってコスト削減が実現しない、仕様書等に定める機能及び性能を満たすことができない等の正当な理由により、乙が確認書の取消し及び実施特約の解除を求めた場合には、これに応ずるものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、確認試験の実施により、原価改善申請の実施が仕様書等に定める装備品等の機能又は性能を低下させることが明らかになった場合には、確認書を取り消し、実施特約を解除することができる。
- 3 前2項の規定により確認書等が取り消し等された場合における生産性向上推進制度の適用期間は、当該取消し等の日を以て終了するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により確認書等の取消し等を行う時点において、仕様書等の変更による契約変更を既に行っている場合又は原価改善申請に係る原価改善取組の実施を前提とした仕様書等により契約を締結している場合には、甲及び乙は、速やかに、当該原価改善取組を実施しない場合の仕様書等に戻し、所要の契約変更の措置を執るものとする。
- 5 甲及び乙は、前各項の規定により確認書を取り消し、又は実施特約を解除した場合においても、原価改善申請に係る原価改善取組を実施しない場合の契約金額に戻し、その他増額するための契約変更を行わないものとする。

(インセンティブ料)

- 第7条 甲は、乙と対象契約を行うときは、当該契約におけるコスト削減額の範囲内において、次の計算式により計算する補填インセンティブ料に次項の規定による報奨インセンティブ料を加えて得た調達数量当たりの総インセンティブ料を、対象契約における調達数量に応じて調整し、これを対象契約に係る計算価格（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第4号に規定する計算価格をいう。）における利益の一部として認めるものとする。

$$\text{補填インセンティブ料} = \text{申請契約における調達数量当たりのコスト削減額} \\ \times \text{対象契約の利益率}$$

- 2 報奨インセンティブ料は、第4条第1項の通知を行った日（以下「通知日」という。）の属する年度を通知年度とし、当該通知日の属する年度の翌年度を経過年数1年度目として、原価改善申請ごとに5年度目までの間について、申請契約における調達数量当たりのコスト削減額に次の表の率を乗じた額とする。ただし、申請契約の製造原価相当額に対するコスト削減額の割合（以下「削減割合」という。）が2パーセントを超える場合には、報奨インセンティブ料の付与期間を1年延長し、以降追加して2パーセント超えるごとにさらに1年延長するものとする。

(単位：パーセント)

通知当年度	通知日の翌年度からの経過年度数					
	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	延長期間中
7 5		7 0	6 5	6 0	5 5	5 0

- 3 申請契約が複数の契約から成る場合における前号の削減割合は、当該複数の契約の契約金額の総額に対するコスト削減額の割合とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第3条第3項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における報奨インセンティブ料は、その付与期間を通して50パーセントとする。

(確認試験)

第8条 乙は、第4条第2項の規定により確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち会わせなければならない。

- 2 乙は、前項の確認試験の終了後、速やかに、乙が原価改善申請を行った原価改善取組を適用して装備品等の製造又はその整備、修理、改造等の役務を実施することが、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響を生じさせるものでないか否かを明らかにした確認試験結果報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の確認試験結果報告書において、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響が確認された場合には、確認書を取り消し、生産性向上推進制度の適用を中止することができる。この場合において、契約金額は、これが原価改善取組によるコスト削減額を反映した金額であるときにおいても、これを当該コスト削減額を反映しない金額に増額する契約変更を行うことはできないものとする。
- 4 確認試験に係る費用は、乙の負担とする。ただし、甲は、確認試験の実施後の各対象契約において、当該契約に係るコスト削減額とインセンティブ料の差額の範囲において、当該費用を「原価改善確認試験料」として償却させ、計算価格の算定における販売直接費の一部として認めるものとする。

(申請契約の取扱い)

第9条 甲及び乙は、申請契約が原価監査付契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額及びインセンティブ料を反映した額をもって支払代金を確定するものとする。ただし、当該申請契約が極度額を設定した原価監査付契約であるときのインセンティブ料の加算は、原契約による上限の範囲内で行わなければならない。

- 2 甲及び乙は、申請契約が一般確定契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額又はインセンティブ料の多寡にかかわらず、生産性向上推進制度の適用を原因として契約金額を変更する変更契約は行わないものとする。

(対象契約の取扱い)

第10条 生産性向上推進制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するものではない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、対象契約が次の各号のいずれかに該当することを甲が確認した場合であって、甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときは、当該契約を随意契約により行うことができる。

(1) 対象となる契約の履行に特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去2年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、かつ、甲による業態調査によっても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

(2) 申請契約における削減割合が2パーセントを超える場合であって、確認書等に基づき、事後の契約についても同等以上のコスト削減が期待されるとき

3 乙は、前項の適用について、甲に対し、申請契約の契約方式（一般競争契約、指名競争契約又は随意契約の別をいう。）に応じ、確認書において、次の各号に掲げる事項を確認することを求めることができる。

(1) 申請契約が随意契約である場合 申請契約について甲が随意契約の方式を採用こととなった前提条件に変更のない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること

(2) 前号以外の場合 甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること

4 甲及び乙は、確認書の交換日以降に対象契約を締結する場合には、当該契約に、この特約条項のほか、実施特約を付すものとする。

(原価改善取組に係る知見の保護及び使用)

第11条 甲は、確認書において確認した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見について、乙の同意なく、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、原価改善申請書又は確認書に記載された情報（当該文書の別添資料に記載された情報であって、第三者への開示を不可とする旨が表示されている部分（当該別添資料の全体である場合を含む。）に記載されているものを除く。）については、前項の同意が得られているものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、生産性向上推進制度の適用期間を終了した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見を、甲が行う他の調達におけるコスト削減のために無償で使用するすることができる。ただし、当該知見のうち乙の知的財産権、著作権その他の排他的権利により保護される部分については、この限りでない。

4 前各項の規定にかかわらず、第3条第3項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における原価改善取組に係るコスト削減に資する知見の取扱いは、付紙様式第4の工程改善等の支援に関する特殊条項に定めるところによる。

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

第12条 乙は、甲が生産性向上推進制度の適用を決定するに際して、乙が真正な資料を提出若しくは提示せず、又は真実を説明していなかったことを甲が確認した場合には当該決定に係る申請契約及び対象契約に計上された全てのインセンティブ料の2倍の金額を、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、この限りでない。

2 前項の違約金の支払いは、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。